



健康かながわ

働き方改革

—産業医・産業保健機能の強化—

働き方改革関連法が4月1日から順次施行

労働時間法の見直しや雇用形態に関わらない公正な待遇の確保などを盛り込んだ「働き方改革関連法」の施行が4月にスタートし、働き方改革がいよいよ始まった。それにより、産業医の役割がどのように変わっていくのかを労働衛生コンサルタント事務所オークス所長の竹田透医師にまとめていただいた。

労働安全衛生法の同時改正

2017年3月に公表された働き方改革実行計画に基き種々の取り組みが進められており、その1つとして働き方改革関連法が2018年6月に成立し、2019年4月より順次施行されています。この法律は、働き方改革の総合的かつ継続的な推進（雇用対策法の改正）、長時間労働の是正・多様で柔軟な働き方の実現等（労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法の改正）、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正）の3つを目的として掲げています。

労働者の健康を守り 職場環境をよりよくするために

今回の改正では働き方改革実行計画にある「労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化」を行うために、労働安全衛生法の改正も行われました。この労働安全衛生法改正の目的は、その施行通達（基発0907第2号、平成30年9月7日）に、「長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、産業保健機能を強化するとともに、産業医の独立性や中立性を高めるなどにより、産業医等が産業医学の専門的立場から労働者一人ひとりの健康確保のため

確実な面接指導への道筋

研究開発業務従事者や高度プロフェッショナル制度対象労働者は、1ヵ月あたり100時間を超える時間外労働も想定され、長時間労働を行った労働者の面接指導が確実に行われることも必要です。また、これらの業務以外でも長時間労働による健康障害を防止するために、面接指導の対象となる労働者の要件が、「時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されました。面接指導では、産業医等の医師が労働者の健康状態を確認した上で、就業に関する意見を事業者に述べる



こととなっていきますが、今回の改正では、この医師の意見に対し、事業者は「面接指導実施のうえで講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合は、その旨・その理由）を遅滞なく意見を述べた医師に情報提供すること」が義務づけられました。さらに産業医の勧告に関しても、

重くなった 産業医の責任

さて、今回の産業医の権限が強化された改正は、一方で産業医の責任も大きくなったことを意味しています。特に産業医の勧告に関する法改正は、現場の産業医にとっては大きな変更であると受け止められています。勧告すべき場面で勧告を行わなかったことについての不作為の責任や、必要以上の制限を求めることで事業者が損害を与えてしまう懸念もあります。今回の法改正では、産業医に対し、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。また、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識・能力の維持向上に努めなければならない、という規定が追加されています。もちろん従来からこれらは暗黙の裡に求められていたことが、今回の法改正により明示されたことで、産業医は改めて責任を自覚して業務にあたる必要があります。一方で、産業医の報酬を含めた待遇が責任の増加に見合っているか、といった検討も必要です。産業医の資質向上のための取り組み、産業医をはじめとした産業保健体制の整備などの事業者による取り組みとともに、労働者にも広く認知されることが必要となります。

※産業医・産業保健機能の強化に関する詳細は、厚生労働省HPにある『働き方改革関連法により2019年4月1日から「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されます』というパンフレットでご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/content/000496135.pdf

今月の主なニュース

- 第7回 かながわ健康支援セミナー
時間医学と睡眠とここところから
東京女子医科大学名誉教授 大塚 邦明
- 神奈川学校保健研究会 3月例会
禅とマインドフルネス
林香寺住職・精神科医 川野 泰周
- かながわ健康支援セミナー 特別編
PSA検査の進歩と前立腺がん検診での役割
当協会 がん予防医療部部長 三浦 猛
- 神奈川健康管理機関協議会
健診（医療）事故における法的対応とは

4面 3面 2面



により一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、産業医の在り方を見直しを行ったものであること」としています。

従来は、産業医から事業者に対して勧告が行われても、産業医と事業者以外は勧告が行われたことを知り得ない状況がありました。衛生委員会への報告義務とともに、勧告内容や措置等の記録の保管義務を事業者に課すことで、勧告に至ることなく、産業医等の意見をもちに就業配慮が実践されることが期待される制度

